

特別障害者手当等を受給するには

身体または精神に、重度の障がいがあるため常時特別な介護が必要な在宅の重度障がい（児）者に対して、特別障害者手当、障害児福祉手当が支給されます。

手当を受けられる人は、本人、配偶者及び扶養義務者の所得が一定額以下で、施設に入所していない人、または病院等に3ヶ月を超えて入院していない人（特別障害者手当のみ）です。特別障害者手当は月額26,620円、障害児福祉手当は月額14,480円で、毎年5月、8月、11月、2月の4回に分けて支払われます。

特別障害者手当等の概要

特別障害者手当は、「特別児童扶養等の支給に関する法律」に基づいて支給されます。

	特別障害者手当	障害児福祉手当
手当月額 (H27.4.1 現在)	26,620 円	14,480 円
実施期間	福祉事務所を管理する地方公共団体の長の委任を受けて、福祉事務所長が実施	
対象者	20 歳以上であって、政令で定める程度の著しく重度の障害状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者	20 歳未満であって、政令で定める程度の重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者
支給要件	<ul style="list-style-type: none"> 施設入所していない 病院又は診療所に継続して 3 ヶ月を超えて入院していない。 	<ul style="list-style-type: none"> 障害年金等を受給していない 施設入所していない
資格喪失	<ul style="list-style-type: none"> 死亡 施設入所 3 ヶ月を超えて入院 障害程度が非該当 	<ul style="list-style-type: none"> 死亡 施設入所 障害年金等の受給 障害程度が非該当 20 歳到達
所得による 支給制限	本人・配偶者・扶養義務者の前年の所得が所得制限基準となる。所得制限に該当するとその年の 8 月から翌年の 7 月まで支給停止となる。	
支給期間	認定請求の翌月から支給要件を欠く日の属する月まで支給	
支給日	毎年 2 月、5 月、8 月、11 月にそれぞれ前月までの手当を支給 ただし、資格喪失により未払い手当がある場合は随時払い * 支給開始時期日が土日・休日にあたる場合はその直前の休日でない日に繰り上げる	